

阿賀野市立小・中学校設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月25日

阿賀野市教育委員会

教育長 神田 武司

阿賀野市教育委員会規則第1号

阿賀野市立小・中学校設置条例施行規則の一部を改正する規則

阿賀野市立小・中学校設置条例施行規則（平成16年阿賀野市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例」の次に「(平成16年阿賀野市条例第88号)」を加える。

第22条第4項中「平成16年」の次に「阿賀野市」を加える。

第22条の2を第22条の3とし、第22条の次に次の1条を加える。

（校長）

第22条の2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第23条の3の次に次の3条を加える。

（教諭）

第23条の4 教諭（助教諭、講師を含む。）は、児童又は生徒の教育をつかさどる。

（養護教諭）

第23条の5 養護教諭は、児童又は生徒の養護をつかさどり、学校保健管理、保健教育の専門的職務を行う。

（栄養教諭）

第23条の6 栄養教諭は、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、食育、学校給食の管理の専門的職務を行う。

（教諭等、養護教諭、栄養教諭及び事務職員の標準的な職務内容）

第30条の2 教育長は、教諭等（主幹教諭、指導教諭、助教諭及び講師を含む。）、養護教諭及び栄養教諭の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容その他教諭等、養護教諭及び栄養教諭の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 教育長は、事務職員の校務運営への参面の促進等を図るため、標準的な職務の内容その他事務職員の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。

別表堀越小学校の項中「上中」の次に「、ルルタウン上中」を加える。

附 則

この規則は、令和6年1月25日から施行し、改正後の阿賀野市立小・中学校設置条例施行規則の規定は、令和6年1月1日から適用する。